

年を重ねるにつれ身近になってくる介護保険制度。高齢期になるまであまり関わりがないため、よくわからない人も多いのではないのでしょうか。今回は、制度の概要と適切に活用していただくためのポイントについて説明していきたいと思います。

●介護保険制度とは??

「介護保険法」のもと、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、また、本人の有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう社会全体で支えていく仕組みのことを言います。

40歳以上の方は、介護保険に加入し決められた保険料を納めます。その保険料や税金を財源に、介護が必要となった時、費用の一部を負担することで様々な介護サービスを受けることができます。

※医療保険と同じ社会保険方式です。

☆対象者及び受給要件

状態が安定している方が対象
※急性期等治療中の方は原則対象になりません。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
サービス利用要件	・要介護(要支援)状態 ・事業対象者	・要介護(要支援)状態 (特定疾病※1による場合に限定) ・事業対象者

●サービスを利用するためには??

要介護等認定申請
(窓口：保健福祉課)

審査判定

結果・通知

ケアプラン作成

サービス利用

●適切な活用のためのポイント

1) 介護が必要な状態になったら申請しましょう!!

「将来に備えて要介護認定を受けたい」という声をお聞きます。しかし、要介護等認定は原則申請時の本人の状態で判定されますので、介護サービスが必要となった時には、本人の状態が変わっている可能性が高く、サービス利用時の制限や費用面での不利益を被ってしまう可能性があるため注意が必要です。

2) 安易なサービスの利用に気を付けましょう!!

介護保険制度は本人のできない、できなくなってきたところを支援し自立を目指すものです。そのため、できるにも関わらずサービスを利用することは制度の主旨に反し、本人の自立性の阻害につながってしまうこともあるため注意が必要です。本人の状態や周囲の環境等を考慮し、適切にサービスを選定していくことが大切です。

●困ったら相談を!!

介護保険の利用にあたっては、制度上の決まりがあることから、戸惑われる方も多くいらっしゃると思います。その際は、保健福祉課地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所等へご相談ください。